

社会福祉法人伸生会 理事退任手当規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伸生会の理事が退任した場合に支給する退任手当について定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、社会福祉法人伸生会の理事長・常務理事・理事で週2回以上勤務する者に適用し、その者が退任した場合にその者に支給する。

2 週2回以上勤務していない理事には退任手当を支給しない。

3 理事長及び常務理事以外の職員を兼務している理事には退任手当を支給しない。

(未支給の理事退任手当)

第3条 この規程に基づく理事退任手当を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき内部役員退任手当でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の理事退任手当の支給を請求することができる。

2 未支給の理事退任手当を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

3 未支給の理事退任手当を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても支給は、全員に対してもしたものとみなす。

(理事長の退任の場合)

第4条 理事長の退任手当の額は、退任時月額に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 在任期間3年以上10年未満 1年につき125／100
- (2) 在任期間10年以上20年未満 1年につき150／100
- (3) 在任期間20年以上 1年につき180／100

(理事長を除く規定第2条1項に該当する理事の退任手当の額)

第5条 理事長を除く規定第2条1項に該当する理事の退任手当の額は、退任時月額に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 在任期間3年以上10年未満 1年につき110／100
- (2) 在任期間10年以上 1年につき120／100

(在任期間の計算)

第6条 退任手当の算定の基礎となる在任期間の計算は、理事となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。

2 理事長の在任期間と理事長を除く規定第2条1項に該当する理事の在任期間がある場合は、第4条及び第5条あるいは第6条ごとに算出の上、これを合算した額とする。

3 前項の規定により計算した在任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は月計算とする。

(特別加算)

第7条 在任中に、特に功労のあった理事に対しては、この規程で定める支給額のほかに特別加算金を支給することができる。特別加算金の支給については理事会で決議する。

(支給時期)

第8条 この規程に基づく退任手当は、退任の日から1ヶ月以内に支給する。

(支払方法)

第9条 退任手当は、口座振込みによって支払う。

附則 この規程は、平成30年4月1日より適用する。

附則 この規程は、令和2年7月1日より適用する。